

## 旧野津高校跡地の「再活用の方針」

令和5年9月定例会市議会において「旧野津高校跡地の再活用に向け取り組んでいく」ことを表明したのち、9月29日に全ての政策監及び関係する部署の課長等からなる「旧野津高校跡地再活用検討委員会」を設置し、再活用事業の実現に向け市民とともに取り組み、検討を重ねてきた。一連の取組や意見等を踏まえ、旧野津高校跡地の「再活用の方針」を以下のとおり定め、今後の再活用事業はこの方針に沿って行うこととする。

### 【基本コンセプト】

1. 再活用にあたっては、“農林業の振興”、“地域住民の交流”に加え、“交流人口の創出”の3つを基本コンセプトとする。

### 【施設の活用方針】

2. 市民会議での意見や事業提案などを参考に、基本コンセプトの実現に向け、敷地や施設を分割し再活用をめざす。尚、各施設の利活用事業者は、基本コンセプトに基づき、相互に協力・連携しながらそれぞれの事業に取り組むこととする。
  - (1) 普通教室棟は、基本コンセプトに資する複数の事業による複合施設とし、市が管理・運営を行うことを検討する。
  - (2) 福祉実習棟及びグラウンドは、農林業の振興に資する事業での活用をめざす。
  - (3) 体育館・柔剣道場は、耐震性が確認されていないという課題があるため、令和6年度に耐震診断を実施し、その結果に基づき活用の可否を判断する。
  - (4) 地震などの大規模災害などを想定し、平時と有事で使い分けができる部分を検討する。

### 【今後の進め方】

3. 再活用にあたっては、その持続可能性や財政負担を考慮しつつ、まずは実現可能なことからスタートさせていく。その後、実績や状況を見たうえで、内容の充実や民間参入の拡充、敷地への進入路といった課題への対応を検討する。  
尚、再活用事業の早期実現に向け、早いものは令和6年夏頃までに具体的な活用方法を示す。